障害者週間　12月2日～8日

障がいに関するご相談はお気軽に！

障がいがある方を対象とした松前町のサービス

問 保健福祉課 福祉係　☎42-2650

松前町では、障がいがある方のための各種取り組みやサービスを行っています。

障がいの種類や程度により利用できるサービス内容が異なりますので、詳しくは保健福祉課へお気軽にお問い合わせください。

障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

障がい福祉サービスは、障がいの種類や程度、サービスの利用に関する意向など及びサービスなど利用計画案などを踏まえ、支給決定が行われます。

	サービス名
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障がい害者等包括支援
	短期入所（ショートステイ）
日中活動系	生活介護
	療養介護
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	自立生活援助
	就労移行支援
	就労定着支援
	就労継続支援 （A型：雇用型・B型：非雇用型）
居住系	共同生活援助（グループホーム）
	施設入所支援

地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業です。

種　　類
成年後見制度利用支援
意思疎通支援事業
日常生活用具給付等事業
移動支援事業
地域活動支援センター
日中一時支援事業

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療において、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、次の３つに分類されます。

種　　類
精神通院医療
更生医療
育成医療

補装具費

障がいのある方の身体機能を補完、代替する用具の購入または修理にかかる費用を補装具費として支給します。

［補装具の例］
義肢（義手、義足）、装具（下肢、靴型、体幹、上肢）、視覚障がい者安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、起立保持具、歩行器、歩行補助杖、重度障がい者用意思伝達装置　など

各種サービスの内容は、
保健福祉課へお問い合わせいただくか、
町ホームページをご覧ください。